

第十二号の十一様式

道府県民税株式等譲渡所得割特別徴収税額計算書

区 分		支 払 金 額											税 額									
61	特定株式等譲渡 所得金額																					
	課 税 (a)	11	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	還 付 税 額 (b)	12																				
	非 課 税 等 (c)	13																				
計 (a)－(b)＋(c)		14																				
摘 要																						

備考

- 1 「還付税額」の欄の「税額」の項には、地方税法第71条の51第3項の規定により還付した税額を記載すること。また、同欄の「支払金額」の項には、同還付した税額に対応する支払金額を記載すること。
- 2 「非課税等」の欄の「支払金額」の項には、株式等譲渡所得割が課されないもの又はこれを免除されているものについて記載すること。
- 3 「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」にこの計算書を使用する場合には、「摘要」欄に「未成年者口座分」と記載すること。